

北見工業大学におけるネーミングライツパートナー募集要項

国立大学法人北海道国立大学機構（以下「機構」という。）における北見工業大学（以下「本学」という。）は、「北見工業大学におけるネーミングライツに関する基本方針」のもと、自己収入の拡大を図り、本学の教育及び研究に資することを目的として、ネーミングライツ事業を実施する事業者等を以下のとおり募集します。

1. 対象施設

原則として、本学におけるすべての施設及びスペースを対象とします。

※ネーミングライツ対象については、建物等の施設単位のほか、教室、自習スペース等の区画単位まで幅広く対応を可能としておりますので、事前相談、現地視察の希望等も含めて、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

施設等の概要は下記のバーチャルキャンパスや施設貸出を参照ください。

・バーチャルキャンパス

https://www.kitami-it.ac.jp/admission_division/special/virtualcampus/

・施設貸出 <https://www.kitami-it.ac.jp/center-info/kaihou-shisetsu/>

2. 契約期間

原則として3年以上とします。

3. ネーミングライツ料

年間契約額とします。（消費税及び地方消費税は別）

4. 応募資格

以下の各号に該当しない事業者等が応募できるものとします。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ②行政機関から行政指導受け、改善がなされていないもの
- ③社会問題を起こしているもの
- ④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- ⑥賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦政治団体
- ⑧宗教団体
- ⑨会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩国税、地方税等を滞納しているもの

- ⑪その他ネーミングライツ事業に応募するパートナー等として適当でないと本学が認めるもの

5. 愛称等の付与

命名する愛称等（名称、商標名、ロゴ、シンボルマーク等）は、大学の施設にふさわしい愛称等とし、対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。ただし、以下に該当するものは使用できません。

- ①法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ②公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ④政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ⑤社会問題についての主義主張のあるもの
- ⑥公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑦求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- ⑧本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- ⑨詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ⑩青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑪たばこ、アルコールの広告や喫煙、飲酒を促すもの
- ⑫良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- ⑬集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- ⑭その他、愛称等として適当でないと本学が認めるもの

6. ネーミングライツパートナーの特典、付帯条件等

ネーミングライツパートナーには、次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ①ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ事業に係る施設等の愛称等のサイン、案内看板等を設置できます。なお、愛称等のサイン、案内看板等の内容（デザインや大きさ等）、設置場所及び設置方法については、本学と協議が必要です。
- ②本学は、本学の公式ウェブサイト等において、愛称等への変更のお知らせを掲載し、愛称等を積極的に使用します。ただし、パンフレット等の印刷物については、愛称等使用開始後に作成するものを対象とします（広報媒体によっては、費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により決定します）。
- ③ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツパートナーであることをPRすることができます。
- ④ネーミングライツパートナーは、契約期間終了の3ヶ月前までに契約更新を申し入れた場合は、当該施設等の契約更新に際し、優先して協議を行います。
- ⑤その他、希望される付帯条件等があれば、応募時に提案することができます。

7. 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担

愛称等の表示、使用等に伴う費用負担は以下のとおりとなります。

- ①愛称等のサインや案内看板等の設置、変更及び契約期間満了後の原状回復に係る費用はネーミングライツパートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別に負

担ください。) なお、愛称サインや案内看板等の内容(デザインや大きさ等)及び設置場所については、本学と協議が必要です。

②契約締結後に作成する大学広報誌等への愛称等の表示及び本学のホームページ掲載等については本学の負担で行います。

③愛称等の使用開始日において、看板の設置等が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料に変更はありません。

④愛称等のサインや案内看板等が破損した場合、またはこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツパートナーの負担とします。

8. 募集期間

随時受付を行います。

9. 募集方法

持参、郵送、Eメールにて以下の書類を提出してください。なお、持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとします。

①ネーミングライツパートナー申込書(別紙様式1)

②国税、地方税等を滞納していないことを証する書面(納税証明書など)

③法人の場合は、会社概要、直近3年間の決算報告書及び登記事項証明書(発行3ヶ月以内のもの)

④個人の場合は、住民票(発行3ヶ月以内のもの)

10. 選定方法

次の資格要件及び選定基準をもとに、本学が設置するネーミングライツ審査委員会において、応募の趣旨、愛称等案、ネーミングライツ料及び契約期間等を総合的に判断してネーミングライツパートナーの候補者を選定します。なお、いずれの応募についても、不適当とする場合もあります。

選定項目		要件、基準等	判断等
資格要件	応募の趣旨	・応募資格を満たしているか。 ・過去に重大な事故および不誠実な行為を行っていないか。 ・経営基盤が安定しているか。	適・否
	愛称等	・学生、教職員や地域住民に受け入れられる親しみやすいものか。 ・施設のイメージを損なう恐れがないか。	適・否
選定基準	希望価格	利用状況を勘案し、適切な金額か。	適・否
	希望期間	・愛称として定着させる観点から、期間が十分あるか。	適・否
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。		適・否

11. 選定結果の通知、公表

選定結果は応募者に通知します。(別紙様式2、3)

12. 契約の締結

機構は、本学とネーミングライツパートナー候補者と協議のうえ、ネーミングライツに関する契約を締結します。(別紙様式4) なお契約締結後、決定した愛称等、ネーミングライツパートナー及び契約期間等を公表します。

13. ネーミングライツ料の納入

ネーミングライツ料は、機構が発行する請求書により指定された期日までに、年度ごとに1年分を一括で納入するものとします。ただし、初年度分や最終年度分については、契約時期によって、年間契約額を12で除し、契約月数を乗じた金額となります。

14. リスクの分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の責任及び負担や対象施設等につけた愛称等が、第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

15. 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、機構は契約期間満了を待たずに契約を解除できることとします。また、ネーミングライツパートナーの事情等により愛称等の継続が困難な場合は、1ヵ月以上前に契約の解除を申し出てください。ただし、すでに納付済みのネーミングライツ料の返還はできません。これらの契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

16. その他留意事項

その他の留意事項は以下のとおりとなります。

- ①申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ②提出された書類は、返却しません。
- ③提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。
- ⑤設置された愛称等のサインや案内看板等は、入学者選抜試験の実施等により、ネーミングライツパートナーの許可なく一時的に非表示（はずす、移動、覆い隠す等）とする場合があります。

17. 申込書の提出先及び問合せ先

国立大学法人北海道国立大学機構 北見工業大学 管理課
〒090-8507 北海道北見市公園町165番地
TEL：0157-26-9133 FAX：0157-26-9137
E-mail：kaikei03@desk.kitami-it.ac.jp